

令和2年第4回市議会定例会質問者一覧表

(令和2年9月28日、29日、30日)

代表質問者一覧表〔第4回市議会定例会 令和2年9月28日開議〕

質問日	令和2年 9月28日 (月)			質問方式	分割方式		
質問順位	1	会派名	自由民主党浜松	議席番号	27	氏名	松本 康夫
表 題	質 問 内 容						答弁者の職名
1 市政運営について (1) 令和3年度の基本方針について (2) 令和3年度の予算編成について (3) 令和2年度の事業実施とさらなる投資の実現について (4) 令和3年度の公共事業の投資の拡充について	<p>今年度、来年度に向けた市政運営その方針と考え方などについて、以下4点伺う。</p> <p>(1) 令和3年度の政策推進に係る事業・予算などの重点化テーマを示す戦略計画2021の基本方針が9月4日に公表された。新型コロナウイルス感染症が市民生活や社会に大きな影響を及ぼしている中、本基本方針の考え方について伺う。</p> <p>(2) 同じく令和3年度の予算編成方針が9月4日公表された。新型コロナウイルス感染拡大に伴う企業活動の縮小や雇用情勢の悪化による減収が見込まれ、今後極めて厳しい財政運営が予想される中、令和3年度の予算編成をどのような思いで進めていくのか伺う。</p> <p>(3) 今年度から来年度にかけて、リーマンショックを超える減収であると懸念しているところだが、令和2年度後半も経済・雇用対策として必要な投資はさらに進めていく必要がある。そこで税収見込みと財源確保も含めてどのような考えか伺う。</p> <p>(4) 例えば7月に入り梅雨前線が本州付近に停滞し、この前線を低気圧が次々と通過し、断続的に広い範囲で激しい降雨を観測した。その影響により、短期間で集中的に市内43か所に及ぶ被災が発生した。また市民要望からも、激甚化する災害は最も市民が不安に感じていることの一つであることを確認できる。令和3年度については、投資的経費である公共事業についても、事業規模を拡充し、市民の期待に応えていく考えはあるのか伺う。</p>						鈴木市長 " 森本財務部長 "
2 一時保護所の定員増加について	<p>本市では、令和元年度には764件の児童虐待が確認され、これは平成19年度の開設当初と比べ4倍に当たる。現在、一時保護所の定員は20名であり、また、児童養護施設などの一時保護委託も利用しているが、子供の安全確保を最優先とした適切な一時保護により多くの子供たちが守られるよう、一時保護所の定員増加をすべきと考えるがどうか伺う。</p>						鈴木こども家庭部長
3 ケースワーカーの人事異動サイクルの見直しについて	<p>国が示した児童虐待防止対策体制強化プランにおいて、人材確保に向けた取組は、職員の確保を含めて進めているところであるが、本市ではケースワーカーである</p>						金原総務部長

※二重線は、分割方式を選択した場合の分割箇所を示すものです。

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
て	<p>児童福祉司については、在課年数5年以内の職員が半数以上を占めている状況であり、十分な体制とは言い難い。そこで人事異動サイクルの延長など見直しについての考えを伺う。</p>	
<p>4 内部統制機能と首長の役割について</p> <p>5 指定管理者と外郭団体の今後の在り方について</p> <p>(1) 指定管理者制度の運営と課題について</p> <p>(2) 外郭団体の総括と課題について</p>	<p>本市では、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、強制適用自治体として令和2年4月1日より内部統制に関する基本方針を定め、同時に改正する法律により監査制度の充実強化などが一体的に導入された。そこで、市長は、運用に関する最終責任者として、膨大な事務量の検証など、自らの策定した方針の評価をどう働きかけて統制を図っていくのか伺う。</p> <p>これまでとは違い、今後はコロナ禍の影響を含めて社会環境の変化を受け止めながら、市民サービスが充実するような事業運営が求められていく。こうした課題を受け、市の責務としてどのような運営の在り方をこれから想定し目指していくのか、以下2点について伺う。</p> <p>(1) コロナ禍による影響では、これからの対応として財政的な支援を含め、事業期間中の事業計画や、公募要件の見直しなどが考えられ、管理者にも創意工夫を凝らした、これまでとは違った運営の在り方も必要とされる。以上のことから、これまでに見えた課題と今後の対応について伺う。</p> <p>(2) 平成29年度から始まった外郭団体マネジメントシステムは、外郭団体コミットメント及び経営改善要請・アクションプランの2つのPDCAサイクルを回し、必要な関与を実施する仕組みであるが、令和元年度決算状況では、浜松市社会福祉協議会については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、再び赤字団体に転じるなど、統轄としてのマネジメントシステムの重要性が増していると考えるが、総括として見えた課題と今後の対応について伺う。</p>	<p>鈴木市長</p> <p>森本財務部長</p> <p>金原総務部長</p>
<p>6 新しい多文化共生時代の展望について</p> <p>7 大学生の地方回帰に向けて</p>	<p>多文化共生が安定期に入り、第2世代が活躍している外国人市民数は2万5000人を超え、これまでの本市の取組は全国的にも注目され、高い評価を得ている。特定技能制度の開始から2年を迎え、経済情勢の変化や運用を通じた課題などを反映するため、国として制度の見直しを検討している中で、本市としてもさらに、重要な役割を担い、デジタル化が進む社会において、今後、外国人材の受け入れを通じ、どのような社会を形成していくのか、その展望について伺う。</p> <p>働く場所は過密な大都市圏にこだわる必要はないのではないかというマインドの変化は、全国の市町村にと</p>	<p>鈴木市長</p> <p>藤野産業部長</p>

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
<p>8 経済・雇用対策について</p> <p>(1) 企業誘致の取組について</p> <p>(2) 企業立地補助金の活用について</p> <p>(3) 企業誘致戦略について</p>	<p>っては絶好のチャンスが到来したと言える。このような状況の中、地元で就職を希望する学生を企業につなげていくことが大変重要であると考え。そこで、今後本市は、コロナ禍において具体的にどのような事業を実行していくのか、現在の取組状況を含めて伺う。</p> <p>2020年4月～6月期の実質GDP成長率は、前期比7.9%の大幅なマイナス成長予想を示した。約60%の企業で、「新たな製品やサービスの提供」、「サービスのAI・デジタル化」が製造業・非製造業ともに上位に挙げられた。この環境の変化を見据えた将来への投資に期待するところである。そこで、以下3点について伺う。</p> <p>(1) 令和元年においては、静岡県内の工場立地件数は76件に上り、県内では本市は2年連続1位となり、雇用や税収等で経済効果を与えていると思うが、その効果と第三都田工場用地の進捗状況について伺う。</p> <p>(2) コロナ禍の影響による売上げの減少等を理由に、今後の計画の見直し等をせざるを得ないとの声が出ているが、そうした本市に立地意欲のある企業への支援策をどのように考えているか伺う。</p> <p>(3) 今後の景気動向や環境変化を見据え、企業誘致のための戦略を工場用地確保対策も含めてどう考えているか伺う。</p>	<p>藤野産業部長</p>
<p>9 将来の庁舎の在り方について</p> <p>(1) 中区役所の有意性について</p> <p>(2) デジタル化を生かした自治体運営について</p> <p>(3) 本庁舎におけ</p>	<p>現在、本庁舎には1599名の職員が勤務され、中区役所も併設されており、今回のコロナ禍による影響では、急速にデジタル化の活用が模索されている。そこで、様々な角度から見えてきた課題と可能性の実現について、以下3点伺う。</p> <p>(1) 中区は本市総人口の約29%を占め、都市の顔としての将来像を目指している。区役所が本庁内にあることで連携が図りやすく、他の区役所同様に区民にとって、まちづくりの一端を担う重要な拠点の一つでもある。今回のコロナ禍の影響もあり、空間の確保というものが他の区役所と比較した場合、利用者や職員にとっても不安の一つになったと感じる。改めて中区役所が本庁舎にある有意性について伺う。</p> <p>(2) デジタル化により、行政手続のオンライン化、デジタル技術を活用した市民サービスの向上、働き方改革の推進やリモートワークなど自治体の生産性向上が期待され、既に民間企業では、コロナ禍を機にオフィスの見直しも検討され始めている。施設の有効活用を図ることで、複合化や本庁機能の集約化が進み、より効率的に効果を高められると考えるが、デジタルを生かした公共施設の統廃合や複合化の実現について伺う。</p> <p>(3) 今から12年程前の平成20年5月にエネルギーの使用</p>	<p>奥家市民部長</p> <p>朝月デジタル・スマートシティ推進事業本部長</p> <p>森本財務部長</p>

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
<p>る空気調和設備の見直しについて</p>	<p>の合理化に関する法律（省エネ法）が改正され、E S C O事業として、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、地球温暖化防止対策の一環として新たな空気調和設備が導入されたが、建物内部については、ほぼ当時のままであり、その間職員の増加や事務所内のレイアウト変更が繰り返されてきたため、本来の機器の性能が満たされていない。さらにコロナ禍の影響などもあり3密対策としての換気設備の見直しなど、本市の顔である本庁舎において、エネルギーを無駄なく賢く活用するための空気調和設備の見直しをすべきと思うが考えを伺う。</p>	
<p>10 地方制度改革の実現の目的とは</p>	<p>本市では、「指定都市に置く区については、地方自治法において、『市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所（中略）を置くものとする』と規定され、2以上の区の設置が義務づけられています。人口規模など指定都市の特性に合わせた効率的かつ柔軟な行政運営が実施できるよう、『区を設けることができる』など、この規定を緩和する法改正を併せて要望します。」と令和2年6月26日に総務省宛てに要望をしている。本市においては区の設置は必要ではないと受け取れるが、その真意について伺う。</p>	<p>鈴木市長</p>